

委 託 仕 様 書

京都市上下水道局の業務系システムサーバ等統合に関する
コンサルティング業務（その1）

令和2年11月

京都市上下水道局総務部総務課

1 委託業務名

京都市上下水道局の業務系システムサーバ等統合に関するコンサルティング業務（その1）

2 委託業務目的

京都市上下水道局では、平成30年3月に新たな経営戦略として策定した「京の水ビジョンーあすをつくるー」及び「中期経営プラン（2018-2022）」に基づき、業務執行体制の見直しや民間活力の導入等による経営の効率化の一環として、ICTの活用によるコスト縮減に取り組むこととしている。

当局の情報システムは、業務単位でサーバ等を調達のうえ構築してきたため、物理サーバ台数の適正化等によるハードウェア資源の有効活用や消費電力及び運用管理コストの低減等が重要な課題の一つとなっている。

この課題への対応として、イントラネットを管理するサーバについては、更新時期に合わせたサーバ仮想化による統合を実施しているところである。

一方で、業務系の情報システム（参考）については、サーバの数量・規模共に大きく複雑となっていることから、イントラネット管理用サーバと同様に、更新時期に合わせた仮想化等により統合した場合と、従前どおり更新した場合のコストの推移についての詳細な分析・検討をはじめ、既設の仮想化サーバの利用拡大の可能性やクラウド等の外部サービス利用の可能性の調査等を行うことにより、業務システムに関する長期の見通しを立てる必要がある。

本業務委託は、この業務システムに関する長期計画の策定に当たっての調査・分析や、コスト削減に関する検討、業務系システムサーバ等統合に係る基本設計等を行うものである。

3 委託業務内容

(1) 業務システムに関する現況調査、概要整理

ア 局内の各業務システムに係る概要調査

- ① 業務システムの名称、目的、処理内容等
- ② 業務システムの所管部署及び担当者
- ③ 業務システムの入出力情報、処理データ（個人情報の有無を含む。）
- ④ 業務システムの構成、ネットワーク形態（図表を含む。）
- ⑤ 業務システムの他システムとの連携（外部サービス利用の有無を含む。）
- ⑥ 業務システムにおける情報セキュリティ対策
- ⑦ 業務システム関連経費の推移

イ 更新計画に係る調査

- ① 業務システムの更新計画の概要（サーバ及びシステム）
- ② 業務システムの更新スケジュール、想定経費（サーバ及びシステム）

ウ 現状と課題の調査

- ① 業務システムの利用状況及び稼働状況（障害履歴）
- ② 業務システムにおける懸案事項

エ その他

- ① 業務システムに関するその他の留意事項等の整理
- ② 業務システムに対する所見

(2) 現状分析及びサーバ統合の対象とする業務システムの選定

ア 今後の更新に係る概算経費の試算

- ① 各業務システムにおけるサーバ更新経費の試算
- ② 各業務システムにおけるシステム更新（改修を含む。）経費の試算
- ③ 試算した経費の積上げ

イ 概算経費の分析

- ① 経費の経年変化，更新時期の洗い出し
- ② 経費の妥当性の検証

ウ 仮想化の対象とする業務システムの選定

- ① 業務システムの特長や規模，必要経費を踏まえた対象システムの選定

(3) サーバ統合によるコスト削減効果の検討

ア サーバ仮想化に係る基本設計

- ① 選定したシステムを搭載する仮想化サーバの要件定義
- ② ハードウェア，各種リソース，ネットワーク等に関する概要設計

イ 選定したシステムの仮想化に要する経費の試算

- ① 仮想化サーバの機器等経費及び構築経費
- ② 仮想化サーバへのシステム移行経費
- ③ 仮想化サーバ維持管理（保守等）経費

ウ サーバ仮想化によるコスト削減効果

- ① 経費の比較検討（並行稼働期間の経費を含む。）
- ② 最適な構築時期の検討

(4) サーバ統合に係る二次調査に向けた準備作業

ア 二次調査において必要と想定される作業の抽出

- ① 仮想化サーバのサイジング
- ② 仮想化サーバへの移行計画の策定（仮想化サーバ導入計画の立案）
- ③ 仮想化サーバ運用設計
- ④ 仮想化サーバ調達支援（調達仕様書，予算要求）
- ⑤ その他必要な作業

イ 二次調査における作業に向けた資料整理

4 委託業務の準拠

本業務の実施に当たっては，以下の内容を踏まえて行うこと。

- (1) 京都市上下水道事業経営ビジョン（2018－2027）
京（みやこ）の水ビジョン－あすをつくる－
- (2) 京都市上下水道事業中期経営プラン（2018-2022）

- (3) 京都市個人情報保護条例及び同条例施行規則
- (4) 京都市上下水道局情報セキュリティポリシー, 京都市上下水道局情報セキュリティ対策基準及び京都市上下水道局情報セキュリティ共通運用手順
- (5) その他国等の指針, 関連法規

5 成果品の提出等

成果品は、以下のとおりとする。作成に当たっては、その数量及び編集方法や提出媒体等に関して、事前に当局と協議を行うこととする。

- ・ 調査報告書（A4版製本） 3部
- ・ 打合せ議事録 各1部
- ・ 上記電子データ 一式
（オリジナルデータ及びPDF形式ファイルをCD-ROMに収録）
- ・ その他当局が指示するもの

6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務着手に先立ち、当局と協議し、調整のうえ、業務計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、逐次、当局と協議を行い、当局担当者の指示により業務を進め、各業務の結果については速やかに報告を行うこと。

7 管理技術者の選定

本業務の実施に当たっては、管理技術者を選定し、その者の下に行わなければならない。管理技術者については、書面により届け出て、当局の承認を得るものとする。

8 提出書類

業務の進捗に応じ、以下の書類を各2部提出し、当局の承認を受けること。

- (1) 着手時
 - ア 着手届
 - イ 業務計画書
 - ウ 工程表
 - エ 管理技術者届及び経歴書
 - オ 担当技術者届及び経歴書
- (2) 完了時
 - ア 成果物納入届
 - イ 完了届
- (3) その他

受託者は履行期間中に、当局と調整のうえ、必要に応じて中間報告を行うものとする。

9 委託期間

契約締結の日から令和3年11月30日までとする。

10 その他

この仕様書の定めのない事項並びにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに当局と協議を行うものとする。